

## 山梨県私立小学校及び私立中学校の設置等の認可に係る審査基準

### (趣旨)

第1条 私立小学校及び私立中学校(以下「小学校等」という。)の設置及び廃止、収容定員の変更並びに設置者の変更の認可については、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)、私立学校法(昭和24年法律第270号)、小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14号)及び中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15号)その他関係法令によるほか、次の基準によって審査する。

### (名称)

第2条 小学校等の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、既存の小学校及び中学校と同一又は紛らわしいものであってはならない。

### (自己評価等)

第3条 小学校等は、その教育水準の向上を図り、当該小学校等の目的を実現するため、教育活動その他の学校運営の状況について自ら適切な項目を設定し、当該項目の点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、当該小学校等の設置者に報告しなければならない。

### (情報の積極的な提供)

第4条 小学校等は、その教育活動等について、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するよう努めなければならない。

### (立地条件)

第5条 校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものであり、かつ、その役割を十分に果たすことが期待されるものでなければならない。

### (収容定員及び学級数)

第6条 収容定員及び学級数は、児童数又は生徒数の将来の見込み、既存の小学校及び中学校の収容定員の状況等を考慮するとともに、学校運営に支障をきたさない規模とする。

### (学級編制)

第7条 小学校等の学級は、同学年の児童又は生徒で編制しなければならない。

### (1学級の児童・生徒数)

第8条 小学校等の1学級の児童数又は生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

### (教職員)

第9条 小学校等には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。ただし、特別の事情があるときは、教頭又は事務職員を置かないことができる。

2 校長は、専任でなければならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がなく、校長に代わって校長の職務を遂行できる専任の教員を配置する場合は、この限りではない。

3 教諭の数は、1学級当たり1人以上とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長又は教頭が兼ね、若しくは助教諭又は講師をもってこれに代えることができる。また、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教諭等と兼ねることができる。

4 小学校等には、学校図書館法(昭和28年法律第185号)第5条に規定する司書教諭を置かなければならない。ただし、11学級以下の小学校等にあつては、司書教諭を置かないことができる。

5 小学校等には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置かなければならない。

(年次計画による教諭の採用)

第10条 学校設置に際して、完成年度までの全体計画が確立しており、その実施についての財政措置が確実であり、かつ、教育上支障がない場合は、教諭を年次計画により採用することができる。

(施設及び設備)

第11条 施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎及び運動場)

第12条 校舎及び運動場は、別表に定める面積以上でなければならない。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けなければならない。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

第13条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。

学級数以上の普通教室、教育上必要な特別教室

図書室

保健室、休養室

校長室、職員室、事務室、会議室

- 2 前項に掲げる施設は、やむを得ない事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、各号に掲げる一の施設をもって当該各号に掲げる他の施設に兼用することができる。
- 3 第9条第2項但し書の規定により校長が兼務である小学校等にあつては、校長室を設置しないことができる。

( 体育館 )

第14条 小学校等には、校舎及び運動場のほか、教育上必要な面積及び設備を備えた体育館を備えなければならない。

( 校具、教具及び設備 )

- 第15条 小学校等には、学級数及び児童数又は生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。
- 2 小学校等には、学校の規模に応じて、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。
  - 3 小学校等には、学校の規模に応じて、防火及び消火に必要な設備を備えなければならない。

( 施設等の所有 )

第16条 校地、校舎、設備等は、原則として自己所有であり、かつ、負担附(第19条第1項第2号に規定する借入金に係る担保を除く。)でないものでなければならない。ただし、特別な事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合で、次の各号に該当するときは、この限りでない。

校地又は校舎について、国、地方公共団体等から借用等をする場合

校地(校舎の敷地部分を除く。)を長期間(おおむね20年以上とする。)の契約により借用する等長期にわたり安定して使用できると認められる場合

リース契約による借用が常態となっている設備を借用する場合

( 他の学校等の施設、設備の使用 )

第17条 小学校等は、教育上及び安全上支障がないときは、同一敷地又は隣接地に併設される同一の設置者の設置する他の学校の校舎(普通教室を除く。)、運動場、体育館、プール等の体育施設その他の施設及び設備を使用することができる。

( 年次計画による施設等の整備 )

第18条 学校設置に際して、完成年度までの全体計画が確立しており、その実施についての財政措置が確実であり、かつ、教育上支障がない場合にあつては、施設及び設備を年次計画により整備することができる。

( 設置経費及び経常経費 )

第19条 学校の設置に係る経費は、原則として全額を設置しようとする者の自己資金に

よらなければならない。ただし、学校運営上支障がなく、次の各号のすべてを満たす場合は、この限りでない。

負債額が設置経費の3分の1以内であること。

日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人山梨県私学教育振興会又は確実な金融機関等が行う貸付による負債であること。

適正な償還計画があり、学校設置後の各年度の償還額（元利合計）が完成年度相当年数経過後の当該学校に係る年間事業活動収入の5分の1以内であること。

設置しようとする者の総負債額が総資産の3分の1以内であること。

- 2 学校を設置しようとする者は、特別な事情がある場合を除き、開設年度の経常経費について必要な運用資金を保有していなければならない。
- 3 開設年度から少なくとも2年間の学校運営に係る予算について、適正な計画を立てており、授業料、入学金等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められるものでなければならない。

（既に学校を設置している者の小学校等新設）

第20条 既に他の学校を設置している者が小学校等を新たに設置する場合においては、第2条から前条までの規定を準用する。ただし、既に設置している他の学校の管理運営について次の各号のすべてを満たさなければならない。

法令、寄附行為等により適正に管理運営されていること。

役員間により訴訟その他の紛争がないこと。

借入金の償還が適正に行われていること及び公租公課の滞納がないこと。

その他適正を期しがたいと認められる事実がないこと。

（収容定員の変更）

第21条 小学校等の収容定員の変更については、第6条から第17条までの規定を準用する。

- 2 収容定員を増加する場合は、児童数又は生徒数の将来の見込み、既存の小学校及び中学校の収容定員の状況等を考慮するものとする。

（設置者の変更）

第22条 小学校等の設置者の変更については、第2条から第17条までの規定を準用する。

- 2 変更後の小学校等は、従前の小学校等との同一性を有するものでなければならない。

（小学校等の廃止）

第23条 小学校等の廃止については、次の各号のすべてを満たさなければならない。

在籍する児童・生徒及び教職員について、適切に措置されていること。

指導要録等の保管が確実であること。

校地、校舎、設備等の処置が適切であること。

附則

- 1 この基準は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、現に設置されている小学校等は、この基準に適合するよう努めなければならない。

附則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

イ 小学校の校舎の面積

児童・生徒数	面積（㎡）
40人以下	500
41人以上480人以下	$500 + 5 \times (\text{児童数} - 40)$
481人以上	$2,700 + 3 \times (\text{児童数} - 480)$

ロ 小学校の運動場の面積

児童・生徒数	面積（㎡）
240人以下	2,400
241人以上720人以下	$2,400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$
721人以上	7,200

ハ 中学校の校舎の面積

児童・生徒数	面積（㎡）
40人以下	600
41人以上480人以下	$600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$
481人以上	$3,240 + 4 \times (\text{生徒数} - 480)$

ニ 中学校の運動場の面積

児童・生徒数	面積（㎡）
240人以下	3,600
241人以上720人以下	$3,600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$
721人以上	8,400